内閣総理大臣 安倍晋三 殿厚生労働大臣 加藤勝信 殿

全国保険医団体連合会 会長 住江 憲勇 (公印省略)

## 医療体制確保のため、4、5月診療分の減収額に応じた支援金の支給を

新型コロナウイルス感染に伴う4、5月診療分の減収により、医療機関経営が深刻な事態を迎えています。「このままでは経済的な医療崩壊が起きる」「看護師の夏のボーナスをカットせざるを得ない」などの声も聞かれます。

国会審議がはじまった第2次補正予算案には、4、5月診療分の減収補填対策がまった く含まれていません。

政府は、6月下旬の4月分診療報酬の支払い時に、減収分について5月診療分の一部を概算前払いすることを決定しました。しかし、融資等を受けて、7月以降に前払い分は返金しなくてはなりません。さらに、5月診療分の減収には、救済策はなしです。コロナ感染と必死にたたかった医療機関に対して、「減収は借金で補填しろ」という対応はあまりにも冷たいものと言わざるを得ません。

日医、日歯、病院団体は「災害時と同様に前年度の診療報酬支払額に基づく概算請求」を求めてきましたが、政府は「災害時とは違う」として実施を拒否してきました。

政府の「概算前払い」の申請は、6月5日で締め切られました。申請した医療機関は、 わずかであると伝えられています。

第2波に備えて、感染者への医療体制とともに、通常の医療体制の確保が急務です。この点では、感染者の受け入れの有無にかかわらず、減収に苦しむ医療機関への財政支援が求められています。

上記のことをふまえて、第2次補正予算案の審議で以下の事項の実施を強く求めます。

- 一、4月、5月診療分の減収額に応じた医療機関への支援金を第2次補正予算に盛り込むこと
- 一、6月以降については、診療報酬の引き上げなど医療体制確保のための措置を速やかに 行うこと